

答申第 937 号

諮問第 1470 号

件名：情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 7 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 7 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 7 までの 7 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「県民生活部学事振興課に対する開示請求」又は「学事振興課・室に対する開示請求」との記載があり、

県民生活部学事振興課（当時。同課私学振興室（当時）を除く。以下「学事振興課」という。）及び同課私学振興室（当時。以下「私学振興室」という。）において管理する、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

イ 請求 6 及び請求 7 に係る開示請求書について

請求 6 及び請求 7 は、同一の開示請求に係るものであり、これらの開示請求に係る開示請求書には、「学事振興課・室に対する開示請求」と記載されていたため、学事振興課において管理する文書と、私学振興室において管理する文書とを区別して開示決定等を行うこととしていた。当該請求書には、【1】個人を識別することができる情報であるとした基準が記載されている文書（請求 6 の③及び請求 7 の①）、【2】芸術の定義が記載されている文書（請求 6 の⑦及び請求 7 の②）、【3】芸術の評価基準及びその手続きが記載されている文書（請求 6 の⑧及び請求 7 の③）、【4】児童生徒への虐待事案が記載されている文書（請求 6 の①）、【5】児童生徒への暴力事案が記載されている文書（請求 6 の②）、【6】事故・事件に関する報告書（請求 6 の④）、【7】A 高等学校へ発出した文書（請求 6 の⑤）、【8】A 高等学校から入手した文書（請求 6 の⑥）及び【9】文部科学省が作成した文書の 9 件の請求が記載されている。

これらの請求のうち、学事振興課において管理する文書について不存在による不開示決定としたものが請求 6（【1】から【8】まで）であり、私学振興室において管理する文書について不存在による不開示決定としたものが請求 7（【1】から【3】まで）である。

なお、前述した【1】から【9】までの開示請求のうち、請求 6（【1】から【8】まで）及び請求 7（【1】から【3】まで）以外の請求については、決定期間を延長していたが、延長していた期間中に取り下げられている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 学事振興課及び私学振興室がつかさどる事務について

学事振興課及び私学振興室がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に学事振興課及び私学振興室において所掌していた事務であれば、学事振興課及び私学振興室において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて（請求 1 から請求 5 まで、請求 6 の③、⑦及び⑧並びに請求 7）

これらの開示請求に係る文書は、「県民生活課職員による開示請求人の開示された文書を閲覧する権利を侵害した事例が記載されている文書」

等、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、学事振興課及び私学振興室に対して、「愛知県情報公開審査会答申のうち愛知県教育委員会は発達障害（者）の定義を管理していることを主張しているもの」を請求するもの、「芸術の定義が記載されている文書」を請求するもの等、学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、学事振興課及び私学振興室に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかである。

したがって、学事振興課及び私学振興室において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、学事振興課及び私学振興室がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、学事振興課及び私学振興室において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて（請求6の①、②及び④から⑥まで）

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に学事振興課及び私学振興室の所掌していた事務に係るものであると解されることから、学事振興課及び私学振興室において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求6の①及び②

これらの請求は、児童生徒への虐待又は暴力の事案に係る文書であって、学事振興課において管理するものを求めるものである。児童生徒への虐待又は暴力の事案については、愛知県行政組織規則の規定により、私学振興室において私立学校における児童生徒への虐待又は暴力の事案に係る事務を所掌しており、学事振興課においては当該事案に係る事務を処理していないことから、これらの請求に係る行政文書は作成又は取得していない。

(イ) 請求6の④

当該請求は、私立学校から提出された事故・事件に関する報告書に係るものであって、学事振興課において管理するものを求めるものである。私立学校に係る事務は、愛知県行政組織規則の規定により、私学振興室において処理している。よって、学事振興課においては、当該請求に係る行政文書は作成又は取得していない。

(ウ) 請求6の⑤及び⑥

これらの請求は、A高等学校に係る文書であって、学事振興課において管理するものを求めるものである。A高等学校については、愛知県行

政組織規則の規定により、私学振興室において当該高等学校に係る事務を処理しており、学事振興課においては当該高等学校に係る事務を処理していないことから、これらの請求に係る行政文書は作成又は取得していない。

エ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の3欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、学事振興課及び私学振興室に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記4のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、学事振興課及び私学振興室において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1から請求5まで、請求6の③、⑦及び⑧並びに請求7に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、学事振興課及び私学振興室に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、学事振興課及び私学振興室に対し、これらの請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が学事振興課及び私学振興室において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理したものについて

請求 6 の①、②及び④から⑥までについて当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
1	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 12 日付け 27 学振第 1584 号	県民生活部学事振興課に対する開示請求 ・情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている文書 (私用の IC レコーダを使って開示請求人の発言を録音し、それを文書化しメールで送信事例を含む 愛知県教育委員が作成した春日台養護学校長であった B 氏の行動を記載した文書を添付する)
2	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 12 日付け 27 学振第 1585 号	県民生活部学事振興課に対する開示請求 ・愛知県情報公開審査会答申のうち愛知県教育委員会は発達障害(者)の定義を管理していることを主張しているもの (文部科学省は発達障害(者)の定義を記載した文書を管理していないとする文書を添付する)
3	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 19 日付け 27 学振第 1631 号	県民生活部学事振興課に対する開示請求 ・部内各課に対する開示請求のうち、開示請求人が開示請求を取り下げた事案の内容がわかる文書(開示請求人の要求が受け入れた場合の分) (現在管理しているもの)
4	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 19 日付け 27 学振第 1632 号	県民生活部学事振興課に対する開示請求 ・情報公開に関して、専決権の定義が記載されている文書(決定事務に関するもの)
5	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 19 日付け 27 学振第 1633 号	県民生活部学事振興課に対する開示請求 ・県民生活課職員による開示請求人の開示された文書を閲覧する権利を侵害した事例が記載されている文書(平成 27 年度分)
6	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年 3 月 8 日付け 27 学振第 1752 号	学事振興課に対する開示請求 H26 年度、H27 年度 ・児童生徒への虐待事案が記載されている文書 ・児童生徒への暴力事案が記載されている文書 ・個人を識別することができる情報であるとした基準が記載されている文書 ・事故・事件に関する報告書 ・A 高等学校へ発出した文書 ・A 高等学校から入手した文書 ・芸術の定義が記載されている文書
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		

	⑧			・芸術の評価基準及びその手続きが記載されている文書
7	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年 3 月 8 日付け 27 学振第 1708 号	私学振興室に対する開示請求 H26 年度、H27 年度	・個人を識別することができる情報であるとした基準が記載されている文書
	①			・芸術の定義が記載されている文書
	②			・芸術の評価基準及びその手続きが記載されている文書
	③			・芸術の評価基準及びその手続きが記載されている文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 4. 18	諮問
2. 3. 30	実施機関から不開示理由説明書を受理
2. 4. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
2. 6. 26 (第 596 回 審査会)	不開示理由等を聴取及び審議
2. 7. 14 (第 598 回 審査会)	審議
2. 8. 11	答申